

お客様へのお知らせ

緊急事態宣言発令に伴う 定期券の特例払戻しについて

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月16日に政府より発令された緊急事態宣言に伴い定期券の払戻しをされるお客様について、4月18日以降、IC定期券の定期券部分、チャージ部分共に未使用の場合に限り、4月17日に申し出をいただいたものとして払戻しを行います。4月18日以降にアストラムラインで、チャージ部分・定期券部分を問わずご使用された場合は、最終使用日に遡って払戻しいたします。（所定の手数料がかかります。）

■対象定期券

通勤定期券（乗継定期券含む）、学生定期券（乗継定期含む）、シニア65定期券の内、2020年4月17日以前に発行した定期券で、2020年4月17日時点で通用期間が残っているもの。

※払戻の取扱いが出来なくなりますので、定期券を更新される前に払戻しを申し出てください。

■取扱期間

2020年4月17日（金）から当面の間
（取扱終了日は追ってお知らせいたします。）

※払戻しで定期券取扱窓口にお越しの際、アストラムラインをご利用されるお客様は、改札機を使用せず駅係員にお申し出ください。係員不在の場合は窓口付近、又は券売機付近のインターホンでご案内いたします。

■払戻額の算出

弊社の規定により計算した額を払戻しいたします。

（所定の払戻手数料がかかります）

※経過日数が多い場合は、払戻額が少額又は0円になる場合があります。